

○大隅肝属広域事務組合職員の給与に関する条例

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合条例第21号

肝属地区一般廃棄物処理組合職員の給与に関する条例（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において職員とは、大隅肝属広域事務組合職員定数条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第11号）第2条に規定する職員をいう。

（準用規定）

第3条 職員の給与に関しては、鹿屋市職員の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第53号）を準用する。この場合において、同条例の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）	大隅肝属広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年大隅肝属広域事務組合条例第17号）第2条の規定により準用する鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年鹿屋市条例第40号）
市長	管理者
市の組織に関する法令、条例	組合の組織に関する法令、条例
市の規則及び市の機関の定める規程	組合の規則及び組合の機関の定める規程

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。